

第百十八号議案

火災予防条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に、「第二条第五号」を「第二条第九号の二イ」に改め、同項第二号中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、「、若しくは」の下に「主要構造部（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。）が」を加える。

第四十一条中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第四条の規定の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の改正を踏まえ、規定を整備する必要がある。